



4月から、児童手当に替わり、国の子育て支援策として、子ども手当制度が始まりました。これは、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

▽支給対象となる子ども中学校修了前（15歳に達する日以後初の3月31日まで）の子ども

▽受給資格 支給対象となる子どもを養育している方（所得制限はありません）

▽支給額 支給対象となる子ども一人につき、月額に案内を送付済み

▽支給対象となる子ども一人につき、月額に案内を送付済み

中学校修了前までの子ども対象「子ども手当」を支給します

申込した場合、申請月の翌月から支給開始となります。また、転入や出生などで4月1日以降に受給資格を得た方については、申請月の翌月分からの支給となります。

【寄附制度のお知らせ】

市役所各階のご案内

母子家庭の自立支援へ 教育訓練給付金制度を拡充 ～母子年金は廃止しました～

子ども手当を受給している方は、手当の全部または一部を市に寄附することができます。詳しくはお問い合わせください。

5月1日(土)から、市役所各階の課の配置が一部変更となります(下図参照)。
※住民票、戸籍、税、福社関係事務などを扱う部署については変更ありません。

5月1日(土)
問 管財課 (☎ 235・8423)

| 府 舎 案 内 | | |
|---------|------------------------------------|---|
| 7階 | 議会傍聴席 | [700会議室～708会議室] |
| 6階 | 議場 | 議会事務局 |
| 5階 | 教育委員会事務局 教育長室 教育総務課 学校教育課 | 教育センター 社会教育課 市民協働課 市民安全課 情報システム課 文化スポーツ課 監査委員事務局 |
| 4階 | 建設総務課 道路維持課 道路整備課 下水道課 | 都市計画課 都市整備課 公園緑地課 駅周辺対策課 [401会議室] |
| 3階 | 市長室 副市長室 秘書課 文書法制課 | 職員課 契約検査課 政策経営課 政策事業推進課 管財課 財政課 選挙管理委員会事務局 [政策審議室] |
| 2階 | 広聴相談課 市民税課 資産税課 収納課 | 福祉総務課 商工課 農政課 環境政策課 高齢介護課 会計課 子育て支援課 障がい福祉課 資源対策課 農業委員会事務局 市民相談室 [授乳室] |
| 1階 | 市民課 保険年金課 子育て支援課 障がい福祉課 | 高齢介護課 会計課 子育て支援課 障がい福祉課 情報公開コーナー [喫茶室] [コピー機] [自動販売機] [公衆電話] 海老名市消費生活センター |
| 地下1階 | [食堂] [売店] [自動販売機] [公衆電話] | [食堂] [売店] [自動販売機] [公衆電話] |

*赤字は名称または配置の変更があった部署

(=問い合わせ先)の電話番号は各部署への直通電話の番号です

世帯に支給していた母子年金を助成するものであります。なお、これに伴い、母子年金が就職に有利で、かつ、生活の安定につながる可能性があるため、指定教育訓練講座を受講する場合、受講料の一部を助成するものであります。

これは、母子家庭の母親が就職に有利で、かつ、生活の安定につながる可能性があるため、指定教育訓練講座の高い資格や技能を身につけるため、指定教育訓練講座を受講する場合、受講料の2分の1(上限20万円)。

*子育て支援課へ事前の相談が必要です。

△助成金額 受講費用の△対象講座 ホームヘルプ・パート級・パソコン講座の指定教育訓練講座の医療事務など雇用保険制度の指定教育訓練講座。

△助成金額 受講費用の△対象講座 ホームヘルプ・パート級・パソコン講座の指定教育訓練講座の医療事務など雇用保険制度の指定教育訓練講座。